

令和7年度運営指導結果
サービス種別：短期入所

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
特定非営利 活動法人 ホップあき の会	安芸市	ホップ日和	R7.6.11	特になし		
社会福祉法 人来島会	南国市	南海学園	R7.7.4	特になし		
社会福祉法 人香南会	香南市	のぞみの家	R7.7.10	特になし		
特定非営利 活動法人 ら・ら・ら 会	いの町	ら・ら・ら ホーム	R7.7.28	指定共同生活援助事業所及び指定短期入所事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催し、指針を整備するとともに、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（各年2回以上）に実施すること。	改善中	